

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
総務部 人事局	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消を忘れたものが1件あった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="463 611 1528 785"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和2年8月23日</td> <td>令和2年8月21日</td> <td>令和2年8月21日</td> <td>560円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和2年8月23日	令和2年8月21日	令和2年8月21日	560円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>過払いとなっていた旅費は、監査受検後に戻入手続を行い、職員が返納したことを領収証書により確認した。 本件以外に過払いがないか再度確認を行った結果、本件以外はなかった。 今後、所属内で重複登録等の不適正な処理が発生しないよう、職員は申請時に、承認者は承認時に確認の徹底を注意喚起した。 旅費の支出事務の際は、引き続き複数人で旅費明細内訳書の確認を徹底する。</p>
職員	出張日			システム入力日			過払旅費額								
		当初入力日	重複入力日												
A	令和2年8月23日	令和2年8月21日	令和2年8月21日	560円											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年6月7日から同年7月7日まで）

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項	措置の内容																	
財務部 税務局	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消を忘れたものが2件あった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="513 600 1745 873"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和2年8月18日</td> <td>令和2年8月19日</td> <td>令和2年8月21日</td> <td>1,080円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和3年3月17日</td> <td>令和3年3月16日</td> <td>令和3年3月17日</td> <td>820円</td> </tr> </tbody> </table>				職員	出張日	システム入力日		過払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和2年8月18日	令和2年8月19日	令和2年8月21日	1,080円	B	令和3年3月17日	令和3年3月16日	令和3年3月17日	820円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>重複入力となっていた過払旅費については、速やかに戻入手続きを行い、令和3年10月15日に本人らが返納したことを領収証書により確認した。 今後、二重登録等不適切な処理が発生しないように承認者に対し、定例の幹部連絡会でグループ員等の動静・出退勤管理を適切に行い承認するよう繰り返し周知し、グループ員等に対しても、承認者より、管内出張申請登録の際、重複した申請を行うことがないように周知徹底を図った。 また、旅費支給事務の際は、引き続き複数人で旅費明細内訳書の確認を徹底する。</p>
職員	出張日	システム入力日		過払旅費額																			
		当初入力日	重複入力日																				
A	令和2年8月18日	令和2年8月19日	令和2年8月21日	1,080円																			
B	令和3年3月17日	令和3年3月16日	令和3年3月17日	820円																			

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年6月1日から同年8月31日まで）

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
<p>府民文化部 人権局</p>	<p>以下の物品調達に伴う、受注者（一般財団法人A）について、「障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する取扱指針」に定める障がい者就労施設等を経営する者に該当しないにもかかわらず、比較見積を省略し契約していた。</p> <table border="1" data-bbox="451 604 1371 779"> <thead> <tr> <th>物品名</th> <th>納入期限</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府人権白書「ゆまにてなにわ」35 点字版</td> <td>令和3年3月31日</td> <td>200部</td> <td>2,060円</td> <td>412,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※受注者の見積書に「市場価格確認済」との記載あり</p>	物品名	納入期限	数量	単価	金額	大阪府人権白書「ゆまにてなにわ」35 点字版	令和3年3月31日	200部	2,060円	412,000円	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (見積書の徴取) 第62条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第62条関係 2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、次に掲げるものについては、契約の相手方を見積書を徴取し、予定価格と対査して当該価格が適当であるかどうかを検討し、価額が適正と認められるものについては比較見積を省略することができる。 (1) 特定の者でなければ履行できないもの</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【令和2年度 大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（令和2年5月14日策定）】 2 基本的考え方 (中略) また、調達の実施に際し、具体的な手続きについては、「障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する取扱指針」に基づき行うものとする。</p> </div>	<p>検出事項について、「障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する取扱指針」により随意契約とする際に、契約の相手方がその指針に定める障がい者就労施設等を経営する者に該当するか否かの確認が不十分であった。</p> <p>今後は、指針の内容を十分理解した上で随意契約を行うこととし、該当しない場合には、大阪府財務規則等に照らし、比較見積を徴取し、適切な手続を行う。</p> <p>また、該当するか否かの判断に疑問が生じた場合には、その指針を所管している部局へ確認する。</p>
物品名	納入期限	数量	単価	金額									
大阪府人権白書「ゆまにてなにわ」35 点字版	令和3年3月31日	200部	2,060円	412,000円									

		<p>【障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する取扱指針】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">本 文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(用語の定義)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2 この指針において、次に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1) 障がい者就労施設等 次のアからコまでの施設等をいう。</td> </tr> <tr> <td>ア</td> <td>障がい者支援施設</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>地域活動支援センター</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>障がい福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>小規模作業所</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>特例子会社</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>重度障がい者多数雇用事業所</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>在宅就業障がい者</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>在宅就業支援団体</td> </tr> <tr> <td>ケ</td> <td>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設等に準ずる者として知事が認めた法人</td> </tr> <tr> <td>コ</td> <td>アからエに掲げる施設等において生産された物品等を取り扱う店舗等（ただし、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人が経営するものに限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(物品等の調達に伴う契約)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第4 発注機関の長は、障がい者就労施設等から調達することが可能な物品及び役務の調達において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号及び第3号の規定並びに大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第61条の2の規定により随意契約によることができる場合は、予算の適切な執行に配慮し、障がい者就労施設等を経営する者と契約するよう努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 前項の規定により障がい者就労施設等を経営する者と随意契約を締結しようとするときは、大阪府財務規則の運用第62条関係「2(1)」の規定により比較見積を省略することができるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	本 文		(用語の定義)		第2 この指針において、次に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。		(1) 障がい者就労施設等 次のアからコまでの施設等をいう。		ア	障がい者支援施設	イ	地域活動支援センター	ウ	障がい福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設	エ	小規模作業所	オ	特例子会社	カ	重度障がい者多数雇用事業所	キ	在宅就業障がい者	ク	在宅就業支援団体	ケ	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設等に準ずる者として知事が認めた法人	コ	アからエに掲げる施設等において生産された物品等を取り扱う店舗等（ただし、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人が経営するものに限る。）	(物品等の調達に伴う契約)		第4 発注機関の長は、障がい者就労施設等から調達することが可能な物品及び役務の調達において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号及び第3号の規定並びに大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第61条の2の規定により随意契約によることができる場合は、予算の適切な執行に配慮し、障がい者就労施設等を経営する者と契約するよう努めるものとする。		2 前項の規定により障がい者就労施設等を経営する者と随意契約を締結しようとするときは、大阪府財務規則の運用第62条関係「2(1)」の規定により比較見積を省略することができるものとする。		
本 文																																					
(用語の定義)																																					
第2 この指針において、次に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。																																					
(1) 障がい者就労施設等 次のアからコまでの施設等をいう。																																					
ア	障がい者支援施設																																				
イ	地域活動支援センター																																				
ウ	障がい福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設																																				
エ	小規模作業所																																				
オ	特例子会社																																				
カ	重度障がい者多数雇用事業所																																				
キ	在宅就業障がい者																																				
ク	在宅就業支援団体																																				
ケ	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設等に準ずる者として知事が認めた法人																																				
コ	アからエに掲げる施設等において生産された物品等を取り扱う店舗等（ただし、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人が経営するものに限る。）																																				
(物品等の調達に伴う契約)																																					
第4 発注機関の長は、障がい者就労施設等から調達することが可能な物品及び役務の調達において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号及び第3号の規定並びに大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第61条の2の規定により随意契約によることができる場合は、予算の適切な執行に配慮し、障がい者就労施設等を経営する者と契約するよう努めるものとする。																																					
2 前項の規定により障がい者就労施設等を経営する者と随意契約を締結しようとするときは、大阪府財務規則の運用第62条関係「2(1)」の規定により比較見積を省略することができるものとする。																																					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年6月7日から同月18日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																							
商工労働部 成長産業振 興室	<p>1 行政財産の使用許可について、許可期間の更新手続を行い、使用料を徴収していたにもかかわらず、公有財産台帳の更新登録を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="430 520 1724 898"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>電柱等16本（本柱9本、支線5本、支柱2本）</td> <td>電力供給</td> <td>27,200円</td> <td>H30.4.1～R5.3.31 (注)</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>電柱等4本（本柱3本、支線1本）</td> <td>電気通信事業法による認定電気通信事業設備維持</td> <td>6,000円</td> <td>H30.4.1～R5.3.31 (注)</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>電柱等3本（本柱3本）</td> <td>電気通信ケーブルのための電柱等設置</td> <td>4,500円</td> <td>H30.4.1～R5.3.31 (注)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 公有財産台帳では許可期間が、いずれも「H25.4.1～H30.3.31」のまま放置されていた。</p> <p>2 普通財産の貸付について、当該土地を借主に売却したにもかかわらず、公有財産台帳の異動登録を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="430 1052 1724 1455"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付数量</th> <th>年間貸付料（最終年度）</th> <th>貸付期間</th> <th>売却日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>1,526.56㎡</td> <td>2,962,910円</td> <td>H25.3.29～H30.11.26（注1）</td> <td>H30.11.27</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>3,309.54㎡</td> <td>9,653,775円</td> <td>H25.3.29～H31.3.27（注2）</td> <td>H31.3.28</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1,526.65㎡</td> <td>4,157,400円</td> <td>H25.3.29～R2.2.26（注3）</td> <td>R2.2.27</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1,554.56㎡</td> <td>4,578,480円</td> <td>H25.3.29～H31.3.27（注4）</td> <td>H31.3.28</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>6,614.00㎡</td> <td>12,109,310円</td> <td>H25.3.29～R1.11.21（注5）</td> <td>R1.11.22</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>9,907.35㎡</td> <td>26,810,229円</td> <td>H25.3.29～H31.3.12（注6）</td> <td>H31.3.13</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公有財産台帳では貸付期間の終了日が、「R5.4.3」のまま放置されていた。 (注2) 公有財産台帳では貸付期間の終了日が、「R6.2.6」のまま放置されていた。 (注3) 公有財産台帳では貸付期間の終了日が、「R5.12.14」のまま放置されていた。 (注4) 公有財産台帳では貸付期間の終了日が、「R6.9.23」のまま放置されていた。 (注5) 公有財産台帳では貸付期間の終了日が、「R6.6.17」のまま放置されていた。 (注6) 公有財産台帳では貸付期間の終了日が、「R6.11.18」のまま放置されていた。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	電柱等16本（本柱9本、支線5本、支柱2本）	電力供給	27,200円	H30.4.1～R5.3.31 (注)	土地	電柱等4本（本柱3本、支線1本）	電気通信事業法による認定電気通信事業設備維持	6,000円	H30.4.1～R5.3.31 (注)	土地	電柱等3本（本柱3本）	電気通信ケーブルのための電柱等設置	4,500円	H30.4.1～R5.3.31 (注)	種別	貸付数量	年間貸付料（最終年度）	貸付期間	売却日	土地	1,526.56㎡	2,962,910円	H25.3.29～H30.11.26（注1）	H30.11.27	土地	3,309.54㎡	9,653,775円	H25.3.29～H31.3.27（注2）	H31.3.28	土地	1,526.65㎡	4,157,400円	H25.3.29～R2.2.26（注3）	R2.2.27	土地	1,554.56㎡	4,578,480円	H25.3.29～H31.3.27（注4）	H31.3.28	土地	6,614.00㎡	12,109,310円	H25.3.29～R1.11.21（注5）	R1.11.22	土地	9,907.35㎡	26,810,229円	H25.3.29～H31.3.12（注6）	H31.3.13	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>(貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付に係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>検出事項について、公有財産台帳の更新登録及び異動登録を行った。 今後は、大阪府公有財産規則等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																																						
土地	電柱等16本（本柱9本、支線5本、支柱2本）	電力供給	27,200円	H30.4.1～R5.3.31 (注)																																																						
土地	電柱等4本（本柱3本、支線1本）	電気通信事業法による認定電気通信事業設備維持	6,000円	H30.4.1～R5.3.31 (注)																																																						
土地	電柱等3本（本柱3本）	電気通信ケーブルのための電柱等設置	4,500円	H30.4.1～R5.3.31 (注)																																																						
種別	貸付数量	年間貸付料（最終年度）	貸付期間	売却日																																																						
土地	1,526.56㎡	2,962,910円	H25.3.29～H30.11.26（注1）	H30.11.27																																																						
土地	3,309.54㎡	9,653,775円	H25.3.29～H31.3.27（注2）	H31.3.28																																																						
土地	1,526.65㎡	4,157,400円	H25.3.29～R2.2.26（注3）	R2.2.27																																																						
土地	1,554.56㎡	4,578,480円	H25.3.29～H31.3.27（注4）	H31.3.28																																																						
土地	6,614.00㎡	12,109,310円	H25.3.29～R1.11.21（注5）	R1.11.22																																																						
土地	9,907.35㎡	26,810,229円	H25.3.29～H31.3.12（注6）	H31.3.13																																																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年6月9日から同月29日まで）